

京丹後市手話言語条例

手話は、ろう者が受け継ぎ、発展させてきた手指や体の動き、顔の表情を使って視覚的に表現する独自の体系を有する言語です。

京都府内では、日本初の聞こえや視覚に障害のある子どもたちの教育の場として、明治11年に京都市に京都盲^あ啞院が開設され、手話はお互いに意思や感情を伝え合う大切な言語として使われていました。口話法の普及により教育の場で手話の使用が制約されてからも、手話はろう者の生活の中で受け継がれてきました。また、昭和38年に京都市民による手話サークルが結成され、昭和44年には関係団体によって京都ろうあセンターが開設されました。

本市においても、昭和52年に京都ろうあセンター丹後事務所が峰山町内に開設され、手話通訳者が1名配置されました。その後、平成16年の市政施行に伴い京丹後市聴覚言語障害センターに名称変更され、本センターにおいて手話の普及、手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣、ろう者や難聴者の交流の場づくりなどを実施しています。

このような中、国際的には平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約には手話が言語として位置づけられ、わが国においても平成23年に改正された障害者基本法（昭和45年法律第84号）において「言語（手話を含む。）」と明記されました。

しかし、社会においてその認識はまだ十分ではないことを踏まえ、手話がろう者の生活にとって大切に受け継がれてきた言語であるという認識を深めるとともに、様々な場面で手話を使用できる社会の構築を進めるため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、手話に対する理解の促進及び手話の普及を図るため基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにし、もって、手話が言語であるという認識を普及するとともに、手話が使いやすい環境づくりを進めることを目的とする。

（基本理念）

第2条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、ろう者が日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできた言語が手話であるという認識の下、手話を必要とする人が、手話によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有し、個人としてその尊厳が重

んじられることを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念に基づき、言語としての手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策を推進するものとする。

(市民等の役割)

第4条 市民及び市内の事業者は、第2条に定める基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。